

○大和町消防団の組織 (S.49現在)

区 分	本 部	第 1 分 団	2 "	3 "	4 "	5 "	計
分 団 区 域		大 字 梅 野 (除上都渡城) 大 字 名 尾 大 字 松 瀬	大 字 久 池 井 (除福島、小 川、東古賀) 大 字 八 反 原 (含上都渡城)	大 字 尼 寺 (含福島、小 川東古賀)	大 字 川 上 大 字 東 山 田	大 字 池 上 大 字 久 留 間	
正 副 団 長	長 1、副 2						3
正 副 分 団 長		長 1、副 1	"	"	"	"	10
部 長	1	4	5	4	7	9	30
班 長	1	0	0	0	0	0	1
団 員	60	118	124	98	149	182	731
自動車ポンプ	0	0	0	1	0	0	1
手引動力ポンプ	0	0	1	1	0	0	2
小型 "	0	6	6	4	8	9	33



消防団夏期訓練 (大和中校庭)

これに伴い従前の官設消防も市町村に移管され、消防制度の改革が行われた。これにより国の機関として国家公安委員会の下に国家消防本部を設け、消防に関する研究指導に当たらせ

戦前までの消防については民俗編に述べているので、ここでは戦後の消防制度の改革等について述べることにする。昭和二十三年三月、警察制度の改革により警察行政の大部分が市町村に移され、自治体警察が設置されたので、

市長村には従来の警防団を廃止して自治体消防団を設けて、市町村長が消防長となりその維持、管理に当たっている。町内の消防施設として組織表記載の外に、防火水槽が六十四カ所、消火栓が十二カ所に設置されている。

なおこの組織表のとおり多数の団員を擁しているが、これらの団員の中、実際家庭にいて生業を営む者は極めて少なく、大抵の者は他市町村へ出ているので実際に火災が発生した場合出動不可能なことが多い。そこで広域消防態勢が必要となり常設消防隊が置かれるようになった。

昭和四十九年三月二十五日、佐賀郡消防事務組合が発足し、本部を川副町に置き、佐賀郡に南署と北署を置くようになった。南署は川副町に置き出張所を二か所、北署は大和町に置いて、富士町の古湯に出張所を置くことになっている。北署の場所は東山田で、そこには署長外隊員二十九名、計三十名と自動車ポンプ二台、小型車ポンプ一台、救急車二台、査察兼連絡車一台を常備することになっている。隊員は二十四時間を二交代で勤務し、一旦火災が発生すればいつでも出動できる態勢になり、昭和四十九年度から運営されている。

七 災害と建設

戦後佐賀県を見舞ったものは、昭和二十年九月十七日の枕崎台風まくらざきに続いて、同年十月十日には阿久根あくね

旧川上村における明治以来の災害一覧表

年次	災害の種類 及び 名称	被害状況							
		堤防決 壊箇所	道路決 壊箇所	人畜被害	家屋	耕地(単位町歩)			
明治42.9	水害	8	道橋 5 10	不明	流失 2 180	埋没 50	浸水 130		
大正9	"	5		"	浸水 100	浸水 140			
昭和14夏	干害						300		
" 20.10	水害	10	道橋 7 15	死牛馬 24 8	5 5 150	流失 3 300	2 2	埋没 30	浸水 120
" 23.7	"	8	道橋 3 8	死牛馬 3	2 2	流失 3 300	2 2	埋没 30	浸水 280
" 24.8	ジュ 台風	21	道橋 12 23	死牛馬 19 39	19 19	流失 17 1,437	52 52	埋没 455	浸水 618
" 25.1 9	ジュ 台風	10	道橋 2 3			浸水 20		浸水 180	
" 26.8	ル 台風	8				浸水 10		埋没 150	
" 28.6	豪雨	38	道橋 20 1			半壊 2 72		浸水 368 26	冠水 390 16

台風、同二十一年七月二十九日の台風と豪雨(三瀬で一八一ミリ)、同二十三年七月五日の豪雨(古湯で二六八ミリ)、同二十四年六月二十一日のテラ台風、同二十四年八月十六日のジュデス台風等々、ほとんど毎年のように台風と豪雨が連続して相当の被害を受けている。ついで同二十八年台風十五号による大水害は六月上旬入梅してすでに相当の降雨が続き、各河川とも多少の被害をみていたところへ、二十五日から二十九日までの五日間に、西日本一帯は記録的な集中豪雨に襲われた。県下での最大雨量は古湯の三八九ミリで、県下の諸河川は随所に決壊して一面の泥海と化し、未曾有の惨状を呈した。

ひるがえって、わが大和町では被害の約八十パーセントは台風よりもむしろ豪雨によるもので、二十パーセントが台風を伴った豪雨出水に起因している。当町の地形は北部は山間、中部は山麓、南部は平坦の三様相を呈し、その中央を嘉瀬川(川上川)が貫通南下して有明海に注いでいる。

昔から川上川の治水は、この地方の最も重要なまつりごとの一つであって、これによって非常な恩恵を受ける反面、又しばしば災禍をこうむり住民をおびやかしていた。この外小河川が多く、そのほとんどが天井川(放水路)を呈し、例年雨期あるいは豪雨を伴った台風の時しばしば氾濫し、これらは川上川堤防によってさえぎられ、南部の低地に集まり常習水害地(遊水地帯)となっていた。五〇ミリ程度の連続降雨でもありと決壊破堤を生ずる状況で、その被害額は戦後だけでも四億五千万円余に達している。もとよりこれらの災害は自然現象の異常からではあるが、それを災害に陥れたものは戦時中における国土保全や災害対策の不十分さによるものである。農作物災害に就いても風水害による被害が大部

分を占めているが、この外病虫害による被害も極めて多く例年その被害を受けている。

嘉瀬川は昭和二十四年の大災害を契機に同二十五年度より根本的な改修工事に着手されたが、諸種の事情から予定どおりに進まず、同二十八年には再び大災害を受けたため災害復旧事業の重点実施により一応の強化はできたものの、部分的には危険箇所が絶無とは言えなかった。三村合併後これらの改修強化を促進し、昭和三十七年度までに強化を終わり、加えて北山ダムの完成と共に、嘉瀬川沿岸の水害の脅威は一応安心できるようになり、合わせて頭首工により幹線用水路の作成によって、豪雨ごとに起きた水害も皆無といつてよいくらいになった。

1 昭和二十年の枕崎台風

戦後、初の台風として県下に甚大な被害を与えたのは、昭和二十年九月十六日より十八日に至る枕崎台風である。佐賀気象台は、佐賀市で北々西の風速一八・八メートル、瞬間

最大風速二九メートル、雨量一〇四・三ミリと記録し、この台風による県下の被害は死者百一人、住家倒壊三百四戸、同半壊百九十戸、流失家屋二十戸であった。

十七日午後六時ごろには雨を伴った強い風が吹き出し、夜に入つてますますつのがり、午後八時半には平均風速毎秒一八メートルに達し、八時四十分には最大風速毎秒二九メートルと報じている。二九メートルといえは烈風でも最高の強さで、大樹の幹は揺れ小さな樹木は根こそぎ倒れるという強さである。この台風は十二時を過ぎるころから風力降雨共に漸次衰え、十八日午前一時ごろには二〇メートルから一五メートルに弱まり、夜明けと共に九州を横断し、県下に大きな爪跡を残して姿を消した。

大和町一帯は風害よりもむしろ水害による大被害を受けた。二〇〇ミリに達する雨量だったというから、三・三平方メートル（一坪）にドラム罐三本分の水量を流し込んだ量で、加えて北山一帯に降った豪雨は川上川を氾濫させ、渡月橋、官人橋、名護屋橋の三橋をまたたく間に押し流した。その橋材は石井樋の象の鼻を濁水と共に乗り越え、石間にうず高く押しつけ、天狗の鼻で二分した濁流は石井樋の観音堂を呑み、その余勢は民家を襲つて住家二戸を半壊し、収納小屋や馬小屋を押し流し、一方、石間から鍋島村へ向かう堤防も約三六メートル決壊した。荒れ狂つた濁流は流木を伴い、下流の平田橋でせき止められ、井関の作用をしたためついに平田堤防が決壊した。押し流された平田橋は決壊箇所より流入して付近の住家をなぎ払つた形で、住家九戸と二十人の生命を一瞬にして奪い去つたのである。時は十七日午後九時ごろで平田部落は泥海と化した。その余勢は下戸田、佐保、於保、池上、檀田部落を浸水

し、川上堤防の決壊に伴う増水によって甚だしきは軒先まで水浸しとなった。

川上部落では十七日夜になり、川上川は刻一刻増水し、ついに淀姫社付近よりあふれた濁水は川上宿に流れ込んだ。道路側の人家は水につきり、二階や天井裏に避難したり家を出て他家に避難した。外はたたきつけるような雨・風である。かくて眠られぬ一夜が明けんとする十八日未明（午前四時ごろ）、一の井樋（川上宿南端）付近の堤防約七十メートルが決壊した。濁流は瀧のように下り、一瞬にして住家四戸が流失、一戸が倒壊し、その中には家もろとも一家四人の生命を呑み去つた。濁流の勢は高压電柱を横倒しにし、電線の接触により発する青白い閃光と爆発音は凄惨さを増した。事の重大さに驚いた部落民は消防団に要請して、腰まで浸りながら死体の発見につとめた。

犠牲者の家族の一人は流れる屋根にとりすがつたまま、助けを求めながら東山田部落東方の竹やぶに流れ、首まで水にひたつてようやく民家にたどり着いたという。濁流は東山田、立石、平野を泥海となし、平田の決壊箇所により流入した水と合流し、平田以西の低地部落は湖水の中に孤立した状況となった。

旧春日村では、十八日未明惣座西南、市の江付近の堤防約五十メートルが決壊したため、川上川の濁流は怒涛のように南下して、尼寺西町、登記所西端（高橋）の住家を押し流し、一家四人が家もろとも濁流に呑まれた。ついで下方にあった住家も押し流し、余勢は駄市川原部落を襲い、祇園社下の住家二戸を押し流し四人の犠牲者を出した。



二十菩薩（平田）

こうして枕崎台風は一夜にして三十二名の尊い人命を奪い、耕地を荒し、穀物を水びたしにし、その他莫大な損害を与え、被害者を塗炭の苦しみに追い込んだ。殊に平田部落は人命その他の損害は甚大で、更に四年後のジユデス台風はこれに追い打ちをかけた結果となり、部落全体が再起不能を思わせるほど

の打撃を蒙ったのであったが、部落の人は協力一致、この苦難を克服して再起した。昭和三十一年四月十日、部落東方に災害記念碑を建立し、あわせて災害によって亡くなった二十人の仏の冥福を祈るため「二十菩薩」の塔を建立し、毎年災害の日を命日として供養行事が続けられている。

2 昭和二十四年のジユデス台風

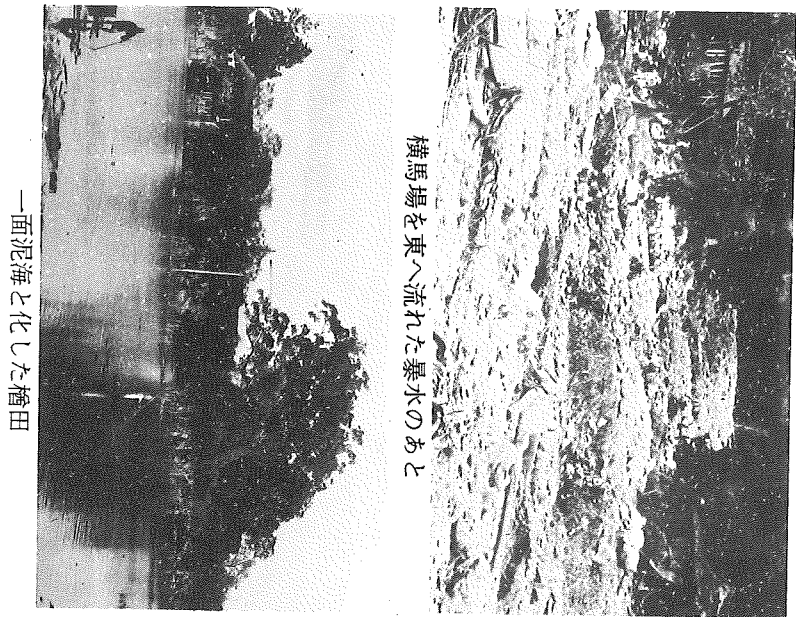
(1) 旧川上村の水害

二十年の水害で大打撃を受けた川上村に追い打ちをかけたのが昭和二十四年八月のジユデイス台風

よる水害であった。十六日朝より豪雨をもたらし、夜に入りますます峻烈を極め、ついに空前の豪雨となった。十七日午前八時、高取山東谷は山津波を生じ、倒木が流れ、岩石土砂をまぜたまるで黒褐色の一大水塊となって大音響と共に一気に横馬場部落の中心部を縦に奔流して、一瞬のうちに押し流し死者十八名、重軽傷者十九名、流失家屋十一戸を出し、部落の大部分を惨たんたる岩石原と化してしまった。

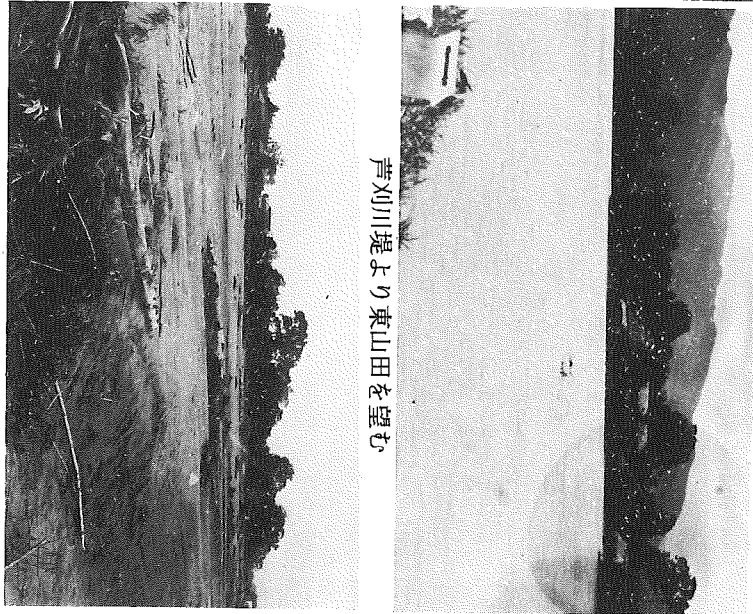
一方、川上川はこれまた空前の大増水となり、十七日午前二時には平田堤防が二百メートルにわたって決壊し、更に午前五時ごろ芦刈川分岐点、一の井樋付近が二百メートルほど決壊して堤防下の家屋を押し流し、旧川上村南部のほぼ三分の二を濁流に包み、水深は二階の床上二メートルに達し、三日月村との境の堤防を沈めて一面の泥海と化し、村周囲の橋はことごとく流失、電話は不通となって完全な孤立状態に陥った。交通の要路である官人橋、名護屋橋も流失したので、川舟による交通の不便はしばらく続いた。村当局初め救援隊は決死の心で川舟を出し難民の救出に努め、一方食糧や飲料水を運搬し、かろうじて飢をしのがせ減水を待った。こうして数日後ようやく決壊箇所の水止め工事に着手される程度になったので、全村民は必死になって水止工事に尽力し、二十九日からうじて完成させたが、三十日再度の豪雨に見舞われ、折角の水止箇所も再び決壊し、又もや浸水して炊事もできない状態となった。

農業経営一本によって生計を立てていた当村で、耕地の約三分の二以上の冠水、流失、埋没（平均一メートル）の甚大な被害を受け、特に東山田、平田両部落の土砂による埋没は一面沙漠化し、更に堤防



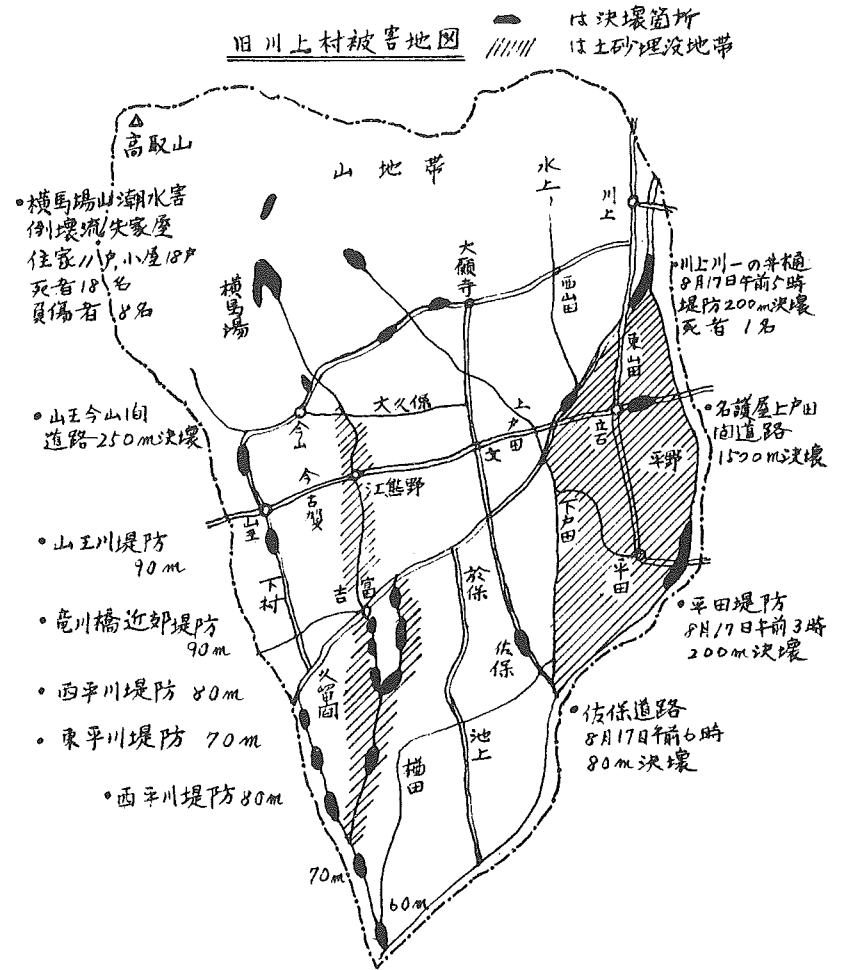
一面泥海と化した橋田

横馬場を東へ流れた洪水のあと



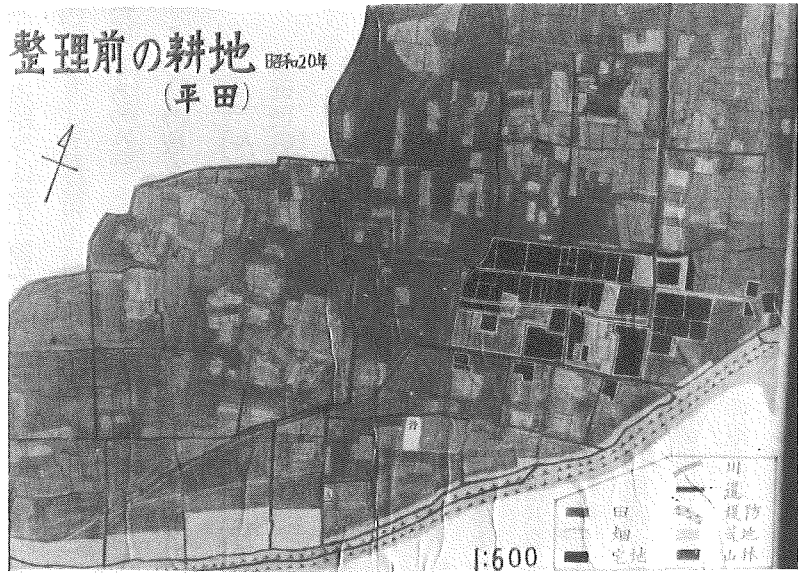
沙漠のようになった平田

芦刈川堤より東山田を望む



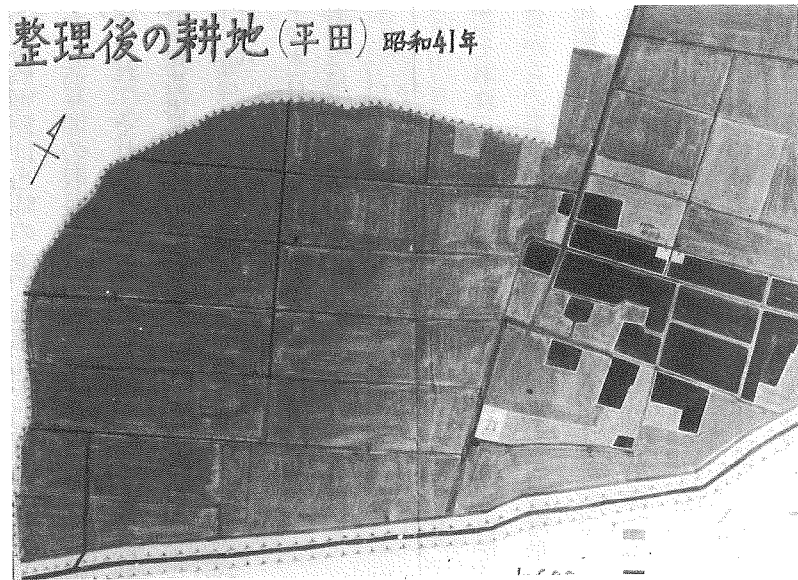
村土木復旧工事			
工種	箇所	延長 (m)	金額(千円)
橋梁	6	30	200
堤防	5	800	2,000
道路	5	600	180
計	16	1,430	2,480

県土木復旧工事			
工種	箇所	延長 (m)	金額(千円)
道路	5	700	280
橋梁	4	320	3,200
堤防	7	900	10,500
計	16	1,920	13,980



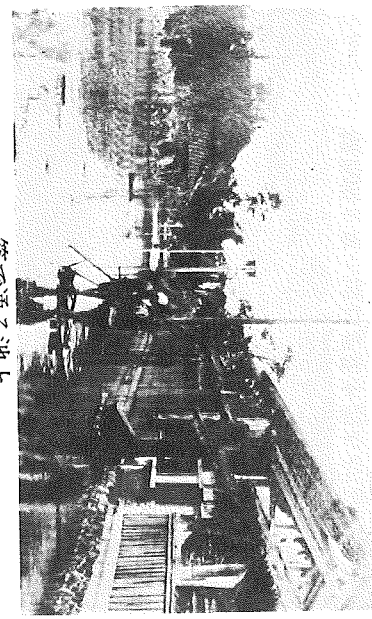
整理前の耕地 (平田) 昭和20年

昭和20年の平田 (川上小学校提供) 黒色は屋敷

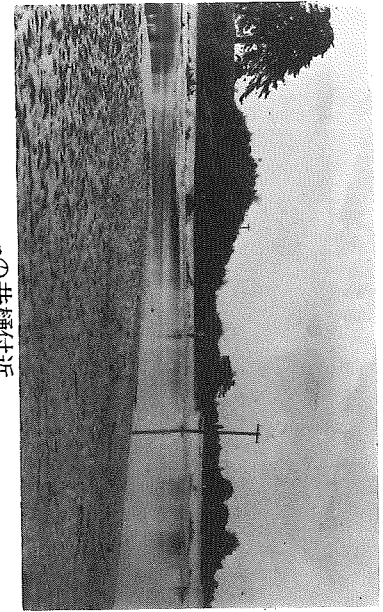


整理後の耕地 (平田) 昭和41年

昭和41年の平田 (全)



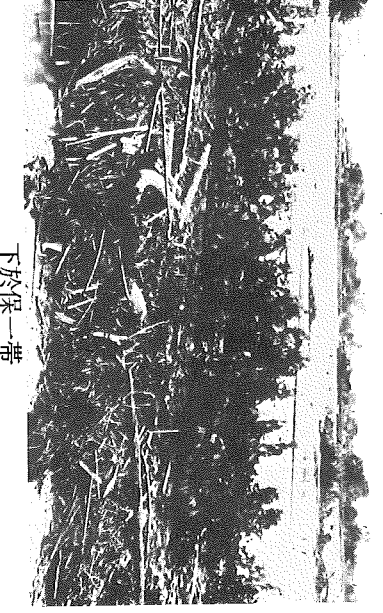
筏で通る池上



一の井樋付近



大和中学校前 (左は名護屋橋上り口)



下於保一带

水路、道路等は数十箇所に及んで寸断され、川上村の総被害額は当時の金で五億九千二百九十九万七千七百円になり、これは川上村一年分の収入高の六倍、すなわち六年間の収益をこの台風は一瞬にして持ち去ったのであった。その後の被害家庭は基本収入の道を絶たれ、それこそ塗炭の苦しみの連続であった。その時の被害状況は次のとおりである。(川上村役場報告書より)

人的損害―死者一九、重傷者二、軽傷者一七 計三八

住家損害―全壊二〇、流失一七、半壊三三、床上浸水六五二、床下浸水二二三 計八四四

非住家損害―六六〇(流失、全半壊、浸水等を含む)

(2) 旧春日村・松梅村の水害

昭和二十四年のジュデス台風は、被害に多少の差こそあれ、両村ともその爪跡を至る所に残した。特に春日村野口では久留間川、通称鉄砲川は八月十六日からの豪雨で水かさが増したため、部落総動員で警戒に当たっていたが、翌十七日午前六時半ごろ、突如として山潮が襲来し、死者二名、流失家屋四戸、同物置小屋一戸、埋没家屋二戸、流域の宅地・田畑等甚大な損害を受け、道路や橋梁も壊滅した。

松梅村においても幸いにして人命の損傷こそなかったが、至る所に山崩れが起こり、これによる土砂倒木流失等の被害を受け、各河川の氾濫はんらんによって村内ほとんどの橋梁が流失し、道路もまた井手原弁財天横の県道(後国道)約三十メートル、広坂堰せいでいの上方左岸約三百メートルが決壊し、交通・通信共に

まひ状態に陥り甚大な損害を受け、松梅小学校でも後ろの山崩れによる校舎の損害があった。

3、災害美談 (感謝状又は表彰状を受けた者に限定した)

松尾正光殿 横馬場出身 当時二十八才

昭和二十四年八月十七日午前八時頃、横馬場部落を襲った山潮に、死をもって部落民を救出した同部落消防団ラッパ係り、故松尾正光君の殉難は、大和町災害史に銘記すべき美談である。

同君は十七日早朝、部落に危険が迫っているのを感じし、危険を冒して敢然として非常ラッパを吹いて危急を伝えた。部落民が集まってくるのを避難させているうち、自らは一時にどつと押し寄せた山潮にのまれ尊い生命を絶ったのである。この惨事のあと掘り出された同君の手にはしっかりと愛用のラッパが握られており、見る者すべての胸を打ったのである。これを知った県警察本部隊長及び佐賀郡消防協会長から、感謝状並びに表彰状の授与があり、旺盛わうせいなる責任感とその功績が称賛された。

森田繁良殿 野口出身 当時十八才

昭和二十四年八月十七日早朝、他の隣保班員と共に、原田氏住家の土砂排除作業に従事中、午前六時半ごろ突如として山潮が襲来し、一気に押し寄せた濁流にのまれ去った。部落民の徹夜の捜索によって翌朝他の犠牲者と共に変わり果てた遺体が発見された。同君の旺盛なる責任観念と犠牲奉公の精神は衆の模範として賞揚され、春日村長並びに県警察隊長より感謝状を、続いて佐賀県知事より表彰状を授与された。

加藤 久殿 川上出身 当時二十二才
梅野作馬殿 川上出身 当時二十一才

昭和二十四年八月十六日朝からの豪雨は夜になっていよいよ物すごく、川上川は異常な水かさで流れている。ついに木橋の官人橋は一たまりもなく横倒しのまま濁流に押し流され、その余勢は当時川上川中洲に植えられていた一面の桜樹を根こそぎさらっていった。夜になって暗やみの中に助けを求める悲鳴が豪雨と激流の音に混って聞えて来る。川上宿はすでに軒先近くまで水が来ている所もあり、暗やみの中でただ夜明けを待つばかりであった。夜中の悲鳴は県立教員保養所の屋根にはい上った収容患者男女十五名の必死の救いを求める叫び声だったのである。

恐怖の一夜は明けた。川上宿の消防団員は直ちに救出のために立ち上った。ふだんは岸から芦刈川一つ越えて橋で連絡している短かな距離にある保養所が、今は陸も川も一面の海となり濁流が逆巻いて流れている。敷地は次第に削られて行き、建物は異様な音を立て、やがて倒壊流失は時間の問題である。一刻の猶予も許されない。彼等を救出する方法としてはロープを渡し、一人ずつ連れ出す以外になかった。その時、このロープを渡し救出する大役を買って出たのが両君であった。

先ず細いロープの端を体にゆわえ、上流から激流に身を躍らせた。更に太いロープを渡し、それに細いロープを輪に通し、患者を固定させ、両君は交互に後ろから一人ずつ押し渡したのである。体力の弱い病入る病人を押し進める力と水との戦いは容易ではなかったが、これを繰返す鬼神の如き両君の執念は

十四名の尊い命を救い上げることに成功した。しかし、最後の女教師は両君のスタミナの限界と不幸にもロープ切断のため、一瞬にして激流にのまれ去った。やがて保養所は倒壊しその巨体は濁流に流れ去って行った。川上消防団の臨機応変の措置と、特に両君の率先身を挺した果敢な働きは、後世に残るべき美談であって、その後

両君には知事並びに県警察隊長から感謝状の授与があった。

4、北山ダムと頭首工

佐賀県下を縦断南下して有明海に注ぐ嘉瀬川の水利に就いては、約三百年前鍋島藩において灌漑、飲料水等の確保のため取入堰、水路等の築造が行われて佐賀平野を潤してきたが、その後水田の拡張及び有明海の干拓による農地造成等のため、水面積は次第に拡大してきたので、用水の不足は年と共に増大し、近年では平均約五年ごとに干害を受ける外、毎年苗代期、植付期は旱天が多く、用水不足のため稲作の適期を失ったり、減水を来す現況であった。したがって要水時期になると上流と下流

頭首工 (惣座橋より)



の水引きで問題が起きたり、あるいは徹夜して水番をする苦勞もあった。そこで、嘉瀬川上流に一大貯水池を築造して灌漑用水を確保し、下流の大和町惣座に頭首工を設けて、左右両岸五十一キロに及ぶ幹

線用水路を作り、佐賀市ほか八か町の一一、一五九・三ヘクタール（二一、二五二・七町歩）にわたる用水を確保し、適切に配分して農業経営の安定を計ろうとのねらいで着工されたのが北山ダムである。このダムと頭首工並びに幹線水路が完成されてから、用水不足も解消され、豪雨ごとに起きた水害も皆無とってよく、その恩恵は計り知れないくらいである。

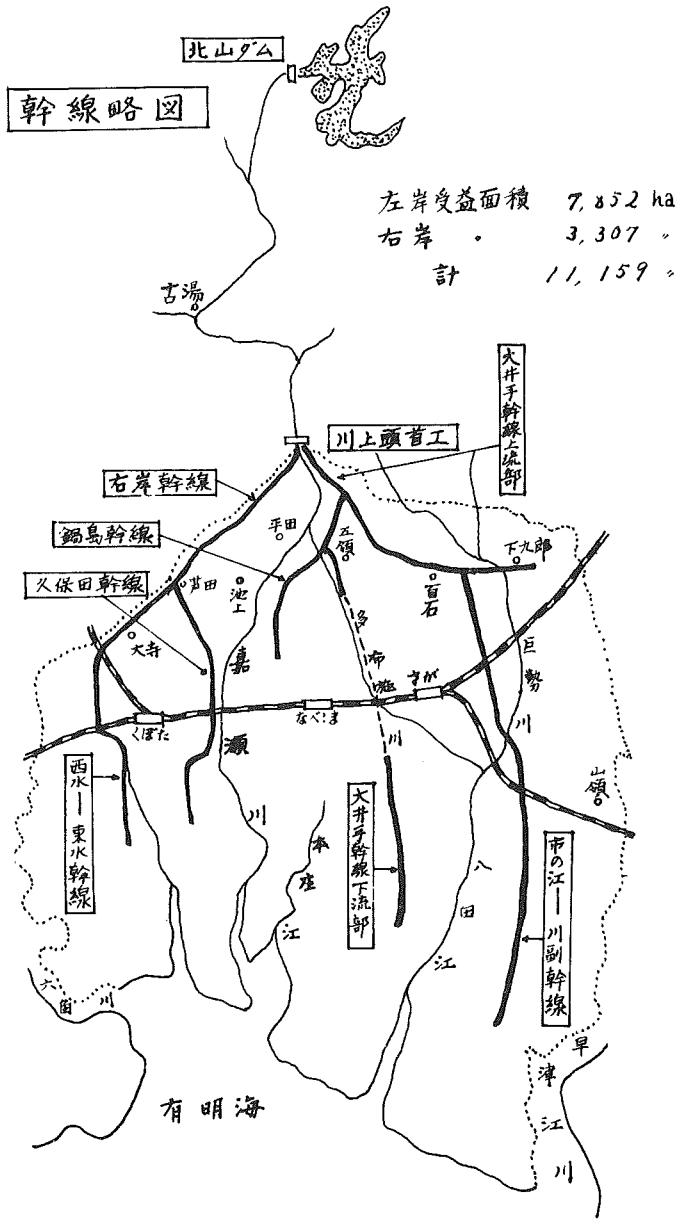
(1) 北山ダム

北山ダムは嘉瀬川の最上流、富士町の藤ノ瀬にある。このダムは農業用水確保のため農林省嘉瀬川水利事業として、昭和二十五年十二月に着工し、同三十二年三月に完成した。農業用水の外に発電（最大出力二万七千五百キロワット、常時出力四千二百三十キロワット）や嘉瀬川の洪水調節にも大きな役割を果たしている。堰堤の高さ五九・三メートル、長さ一八〇メートル、ダムの周囲四〇キロ、満水面積二〇〇・二ヘクタール、有効貯水量二千二百万立方メートル、農業用ダムとしては九州第一の規模である。これに要した費用は約十八億円で、川上頭首工や用水幹線水路を含めると四十六億円という膨大な金額であった。

所要資材は、セメント約三万六千トン、鋼材約六百トン、木材約二万石を投じ、労務者延べ八十四万人が就労した。現在佐賀土地改良区によって管理されている。この莫大な資材を運ぶために、都渡城を起点とし、松梅小学校東側を中継点としてダム現地までケーブルが使用された。

(2) 川上頭首工

この頭首工は嘉瀬川本流掛りに敷設してあった従来の取入口を全部統合して、これらに要する経費を



節減し、用水の適正化を計るのが目的である。ここは左岸・右岸の幹線水路に分水出来る二大分水方式をとった。そして灌漑用水をここで適正に配分し、河川の自然流量とダム放流等を最も有効に使用した

施行期間 昭和三十三年十二月—同三十五年九月
規模及構造 型式—しんとう 滲透性地盤上コンクリート堰せき

堰高—一・九五メートル

堰長—一七八メートル（固定堰七九・五メートル、可動堰九八・五メートル）

固定堰—重力式コンクリート堰堤

可動堰—洪水吐油圧式自動転倒堰、土砂吐油圧捲揚式ローラーゲート

取入水門—油圧式鋼製スルースゲート

右岸導水堤内逆サイホン

(3) 幹線用水路（前頁略図参照）

施行期間 昭和三十五年九月—同四十八年三月

規模及構造 延長—三四、四五九メートル（幹線水路七条）

受益面積—一一、一五九・三ヘクタール

構造—スロープフォーム三面コンクリート舗装及法面コンクリートブロック張底

版コンクリート舗装 舗装厚 ○・二メートル

5 住宅

(1) 現況

九州横断自動車高速道路、佐賀・東京間を約八時間で結ぶ国鉄新幹線の計画、又佐賀市のベッドタウンとしての大和町の発展的立地条件、従来の大家族制から核家族への移行など、近年にわかに人口や世帯数の増加に伴って、住宅の需要度が高まり、その建設は公共施策として県・町・公共団体が総合計画の一分野として取扱うようになり、住宅建設が盛んに行われるようになってきた。次表のとおり世帯数や人口は昭和初期に比べて増加しているが、一世帯当たりの家族人員は減っていることにその特徴が見られる。又昭和三十五年以降は世帯数が増加し、特に春日地区に著しい。そして家族人員は減り核家族への移行現象は都市化への変化と見受けられる。一方川上・松梅地区は四十年

○大和町世帯数・人口の変遷

年度	世帯数	人口	一世帯当り人口
大正 9	2,251	11,929	5.3
昭和10	2,367	12,784	5.4
25	3,016	16,284	5.4
30	2,978	16,298	5.5
35	3,161	16,224	5.1
40	3,380	15,878	4.7
45	3,652	16,253	4.5
47	3,895	16,889	4.3

○地区別世帯数の状況（S.47現在）

地区	世帯数	一世帯当たり家族数	昭和40年との比率
春日	2,068	3.9	118.5
川上	1,384	4.8	99.0
松梅	443	4.6	91.6
総平均	3,895	(4.3)	(106.4)

年度に対する世帯数の減少が見られるが、今後道路網の発達や整備、都市化への移行、核家族への移行等から住宅の需要度は更に増加するであろう。

(2) 建設の推移

○ 年度別団地別住宅建設状況 (資料 役場)

昭和	町 営 住 宅	同総事業費 (千円)	県 営 住 宅	分 譲 住 宅
32	春日丘一木造平屋 20戸	3,476	春日丘木造平屋34	春日丘 25
33	" 15	5,937		
34	" 15	4,292		
35	" 上戸田木造平屋 15 10	6,328	真島簡耐平屋 20	
36	" 15 10	8,504	築山 " 20	
37	北 原木造平屋 25	14,891		
38	北 原 " 25 上戸田 " 1	11,863		
39	北 原 " 25	12,250		
40	北 原 " 26	14,564		
41	北 原 " 18	10,462		
42	北 原簡耐平屋 20	13,870		
43	北 原 " 24	19,500		大 和 25
44	上戸田 " 8 北 原 " 4	11,557		大 和 15
45				大 和 10
46				大 和 20
47				大 和 8
48	上戸田簡耐平屋 4 小 川 " 24			
合 計	春日丘 81 上戸田 32 北 原 167 小 川 24		春日丘 34 真島 20 築山 20	大和 78 春日丘 25
	3 0 4		7 4	1 0 3

○農地の宅地その他への転用状況 (資料役場)

年度	昭和41	42	43	44	45	46	47	48
件 数	72	93	212	171	136	88	136	159
田 (a)	163	77	2,090	560	457	274	347	877
畑 (a)	98	281	1,544	520	213	124	182	292
計 (a)	261	358	3,634	1,080	670	398	529	1,169
許可以外(a) (公共施設)			780	11	62	101	40	
計 (a)	261	358	4,414	1,091	732	499	569	1,169

佐賀市のベッドタウンとして、又産業、道路等の開発等、当町はその立地条件から昭和四十一年度以来の当町農地転用の状況は上表に示しているとおりで、この八年間の累計だけでも八〇九九アール(約九〇町歩)になっている。又昭和三十年十月調査の住宅の所有状況は

総 数	持 家	借 家	間 借	給与住宅	その他 (単位、戸)
二、九七七	二、四〇七	三〇七	一〇五	四八	一一〇

となっており、町民の約六分の一、約五百戸が不足しているようである。このため町内の住宅不足の解消と都市在住者等の要望等のため、県と一体になって集団住宅建設の計画を立て、昭和三十二年より建設に着手し、昭和四十八年現在県営住宅七十四戸、町営住宅三百四戸、分譲住宅百三戸合計四百七十三戸が完成した。

当町の住宅建設はその後の工場誘致等もあり、住宅不足はなお続き、更に都市計画の一分野として、今後も引続き建設が計画されるだろう。なお四十九年度は小川に三十二戸、池上に二戸、計三十四戸の町営住宅の建設が計画されており、五十年度は三十六戸の予定であるという。

6 都市計画事業

当町は佐賀市北方の衛生的な位置と川上峡一帯の観光的条件等から三村合併後、急速に都市化へのテンポを速めた。そこで当町の計画的な都市開発のため、専門家を招いて都市計画の基本について検討を加え、先ずその基本となる街路計画、都市公園整備計画、都市下水路計画を立案し都市計画として決定公示した。

(1) 都市計画区域

● 昭和三十五年七月八日建設省告示第一二五九号により都市計画法の指定を受け

同年九月六日町の一部分が都市計画区域として決定された。

● 昭和四十六年七月五日佐賀県知事告示により、佐賀郡諸富町及び大和町を包括した佐賀都市計画区域として、大和町の区域を旧春日・川上村全域に変更した。(面積一、八四一ヘクタール)

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

昭和四十六年七月六日佐賀県告示第三四〇号により、前記都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に線引きをした。当町では都市計画区域のうち、尼寺を中心とした市街地を市街化区域(二二〇ヘクタール)、その他を市街化調整区域(二、六二二ヘクタール)とした。

(3) 市街化区域の用途別地域

昭和四十六年七月六日佐賀県告示第三四一号により、前記市街化区域内における用途地域が決定された。(住居地域一九九ヘクタール、準工業地域八ヘクタール、工業地域二三ヘクタール)

昭和四十八年十二月二十七日佐賀県告示第六六二号により、前記用途地域を建築基準法の改正により次のとおり変更(用途の細分化)決定された。

第一種住居専用地域八三ヘクタール、住居地域二一〇ヘクタール、近隣商業地域六ヘクタール、準工業地域八ヘクタール、工業地域二三ヘクタール。

※ 都市計画について

1、都市計画というのは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るためのものであって、

このために都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域を定めなければならない。(都市計画法第七条より)

2、市街化区域はすでに市街地を形成している区域、及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図らねばならない区域のことである。

3、市街化調整区域というのは、市街化を抑制しなければならない区域である。

4、市街化区域及び市街化調整区域については、その区分及び各区域の整備開発又は保全の方針を都市計画に定めなければならない。

5、都市計画に当たっては、その都市計画区域について、次にかかげる地域地区又は街区で必要なものを定めなければならない。(同八条より)

● 第一種住居専用地域Ⅱ低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域とする。

● 第二種住居専用地域Ⅱ中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域とする。

● 住居地域Ⅱ主として住居の環境を保護する地域とする。

● 商業地域Ⅱ主として商業その他の業務の利便を増進するために定める地域とする。

● 近隣商業地域Ⅱ近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。

● 工業地域・工業専用地域Ⅱ主として工業の利便を増進するために定める地域とする。

○ 街路の計画状況 (S.48現在)

	路線名	幅員(m)	延長(m)	昭和47年度末までの事業概要
計画決定路線	福岡一佐賀 (福田宮人橋口)	12-16	4,199	未施工
	久留米一小城 (福島名護屋橋口)	6-12	3,217	起点(福島橋)より国道263号線の交差点まで改良舗装済み
	牛津・川上 (立石宮人橋口)	8	2,114	未施行
	尼寺・春日 (尼寺北原角)	8	635	全区間改良簡易舗装済み
	久池井・小川	8	1,387	未施工
	福田・磯石	8	730	旧県道交差点より尼寺真島線交差点まで改良舗装済み
	尼寺・真島	8	373	全区間改良簡易舗装済み
町単独計画路線	駄市川原東線	8	250	未施工
	鍵尼線	6	86	1部用地買収済み
	真島小川線	8	880	黒川以東用地買収済み
	城崎北原線	8	920	未施工
	福島小川線	6	750	未施工
	福島磯石線	6	87	未施工

○ 下水路の計画状況 (S.48現在)

	路線名	幅員(m)	延長(m)	昭和47年度末までの事業概要
計画決定線	尼寺下水路	1.75-5.6	2,706	上流より延長1,449.6mは施工済
	同支線	1.3-2.2	805	下流(本線合流点)より延長606.9mは施工済
町単独線	真島下水路	1.5	600	未施工(S.48年度より着工)
	上戸田下水路	0.8	168	未施工(S.48年度完成見込)
	西町下水路	1.0	300	未施工(S.48年度着工予定)

昭和三十五年十二月十九日計画決定された路線を始め、町単独事業路線も計画している。

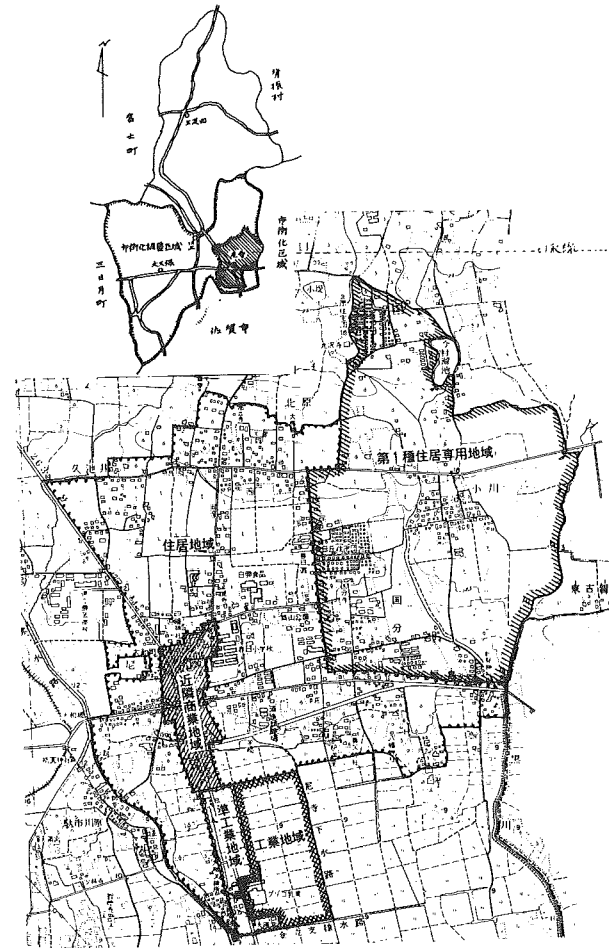
(5) 都市下水路

当町の市街地を貫流する下水路は断面が小さく豪雨時には家屋まで浸水する状況であるので、昭和四十年三月二十九日計画決定された路線を始め町単独の事業路線も計画している。

7、簡易水道

当町での飲料水は地下水の利用が最も多くその

都市計画市街化区域の用途別地域
市街化区域と市街化調整区域略図



当町は佐賀市のベッドタウンとして市街地が拡大しており、そのため街路の整備は急務を要するので

(4) 街路

● 準工業地域として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域とする。

○ 町営簡易水道給水状況 (町発行「大和」1974より)

簡水道	易名	設置年月日	計画給水人口(人)	普及率(%)	年間総排水量(m)	一日平均給水量(m)
春日	野口	S. 34. 8. 15	4,400	85	318,070	871
春日	丘野	32. 6. 20	500	99	111,549	305
春日	野	31. 12. 10	700	59	66,913	185

ため多くの井戸が掘られている。特に現在は農薬撒布による葉害、廃水による公害等が多くなつてきており又諸種伝染病予防対策のためにも水道事業は重要な町施策の一つである。

当町における町営簡易水道の設置状況は上記の表のとおりであるが、昭和三十五年から同三十六年にかけて次の部落では部落水道を設置している。

福田、佐熊、久池井、惣座、平田、東山田、於保、久留間、吉富、江熊野、今古賀、大願寺、同田端、大久保(東、西)

これらの水道による給水人口は町人口の約三八パーセントであるが、個人水道も多いので、水道による給水人口がほとんどである。

八、観光

昭和三十七八年頃から日本は経済成長が急激に伸び、それに連れてレジャーとしての観光はますます盛んになった。わが大和町は佐賀県の歴史の縮図とも言われ、歴史編で述べているとおり、古代の古墳を始め、国府があり、国分寺があるなど史蹟や古社寺が多く、町内の至る所に散在している。こうした歴史

の跡を訪ねるもよく、又川上峡一带を中心とする県立川上公園は日本百景の一にも属し風光は肥前嵐山の名にふさわしく、特に夏は涼風を追い水を求めて、町民はもとより佐賀市民の憩いの場となり、県外から訪れる人も年々数を増している。

1、川上峡観光協会

観光思想の高揚宣伝、観光施設の改善助長を促進し、観光客の誘致により産業の発展に資する目的のもとに、昭和三十二年七月十二日、川上峡観光協会が発足した。

本協会には会長、副会長、理事長、監事等の役員と会費制による会員があり、絵葉書、ポスター、案内書等を作製したり、施設の新設や改善、観光資源の開発史跡探訪の催し等種々の事業を行っている。

2、文化財調査委員会

当教育委員会は数名の文化財調査委員を委嘱して、文化財の発見、調査、保護保管に努め、町内の主な史跡には説明板を設けたり、標木を建てたりして、文化財に対する認識を深め、郷土を愛し、観光客に対する案内として力を注いでいる。

3、県立川上公園

大和町のほぼ中心にある川上峡は、北山ダムを源とする川上川(嘉瀬川上流)の中流で、清流と深緑の美しい山溪から成り「九州の嵐山」と呼ばれる名勝の地である。春は桜、夏は川遊びやキャンプ、秋は紅葉にハイキング、冬は静かな雪景等四季を通じて行楽客に親しまれている。又昭和四十一年